

福岡県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

我が国においては、経済発展に伴う生産及び消費の拡大、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。

建設業から排出される産業廃棄物は、製造業、電気・ガス・水道業等に次いで排出量が多く、また、最終処分量の割合も高いなど、環境に対して大きな負荷を与えている。

その一方で、適正な処分を行う産業廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不適正処理が事例として取り上げられることが多く、その中でも、とりわけ、木くず、がれき類等の不法投棄が多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

国においては、建設工事に係る特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するために、平成 12 年 5 月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。）を新たに制定したところである。

このような状況の中、本県においても、県民生活環境の保全と県土の健全な経済発展を長期的に確保するためには、県、市町村、事業者及び県民一人一人がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担の下、廃棄物の減量や再生資源の十分な利用を図り、循環型社会システムを構築していくことが重要である。

この指針は、このような認識の下に、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を推進するため、建設工事に関わる者一人一人が環境の保全、環境負荷の軽減に寄与することを基本として、福岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 福岡県における建設資材及び建設資材廃棄物を取り巻く状況

(1) 建築物の状況

ア 既存建築物の状況

平成 10 年住宅・土地統計調査の結果によると、本県における木造住宅率は 56 % であり、全国値と比較すると下回っている。

表 1 県内の既存建築住宅の構造別の割合

		木 造	非木造	総 数
全 国	棟 数	28,274,700	15,647,400	43,922,100
	割合 (%)	64	36	100
福岡県	棟 数	997,000	791,700	1,788,500
	割合 (%)	56	44	100

(平成 10 年住宅・土地統計調査)

イ 新築建築物の状況

平成 12 年度の新築建築物の構造別の割合をみると、本県は、全国値と比較すると、木造建築物の割合が小さく、鉄筋コンクリート造の建築物の割合が大きい。

表 2 県内の新築建築物の構造別の割合 (平成 12 年度)

		木 造	鉄骨鉄筋	鉄 筋	鉄 骨	その他	総 数
全 国	棟 数	564,655	3,523	38,060	216,640	5,183	828,061
	割合 (%)	68	0	5	26	1	100
	床 面 積 (千m ³)	70,135	15,305	37,654	70,808	579	194,480
	割合 (%)	36	8	19	36	0	100
福岡県	棟 数	14,973	193	1,623	8,117	121	25,027
	割合 (%)	60	1	6	32	0	100
	床 面 積 (千m ³)	1,915	820	1,900	2,825	25	7,486
	割合 (%)	25	11	25	38	0	100

(平成 13 年度版建築統計年報)

(2) 産業廃棄物の処理の状況

ア 産業廃棄物の業種別処理の状況

平成 12 年度における建設業から発生する産業廃棄物の割合は 20 % を占め、資源化率は 57 %、最終処分率は 38 % である。

表 3 福岡県における産業廃棄物の業種別処理状況（平成 12 年度）

業 種	発 生 量 (千 t)	発生割合 (%) 1	資源化量 (千 t)	資源化率 (%) 2	最終処分量 (千 t)	最終処分率 (%) 3
農 業	905	7	875	97	1	0
鉱 業	1	0	1	100	0	-
建 設 業	2,446	20	1,384	57	923	38
製 造 業	5,791	46	3,151	54	606	10
電気ガス水道業	3,222	26	278	9	81	3
運 輸 業	16	0	4	25	5	31
卸小売業	27	0	14	52	3	11
サ-ビス業	71	1	18	25	8	11
そ の 他	3	0	1	33	1	33
合 計	12,482	100	5,725	46	1,628	13

（福岡県環境部調査）

- 1 産業廃棄物発生量合計に占める各業種ごとの構成比率
- 2 各業種ごとの発生量に対する資源化量（有償物量 + 再生利用量の合計）の割合
- 3 各業種ごとの発生量に対する最終処分量の割合

イ 特定建設資材廃棄物の発生量及び資源化率

平成 12 年度における発生量は、コンクリート塊 1,115 千 t、アスファルト・コンクリート塊 693 千 t、木材 62 千 t であり、その資源化率は、それぞれ 60 %、86 %、23 % である。

表 4 特定建設資材廃棄物の発生量及び資源化率（平成 12 年度）（単位：t）

生 活 圏		コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊	建設発生木材
発 生 量	北九州	583,828	299,027	15,199
	福 岡	417,286	268,367	34,274
	筑 後	59,714	81,190	10,619
	筑 豊	53,743	44,730	1,914
	合 計	1,114,571	693,314	62,006
県全体資源化率(%)		60	86	23

（福岡県環境部調査）

(3) 再資源化等施設・最終処分場の立地・稼働状況

ア コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化施設の状況

平成 13 年 10 月現在では、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設の合計処理能力は 10,553 千 t である。

表 5 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化施設の状況(平成13年10月現在)

生活圏	コンクリート塊 のみの受入施設			アスファルト塊 のみの受入施設			コンクリート塊及び アスファルト塊の受 入施設			合 計		
	施設数	日能力 (t)	年間能力 (千t)	施設数	日能力 (t)	年間能力 (千t)	施設数	日能力 (t)	年間能力 (千t)	施設数	日能力 (t)	年間能力 (千t)
北九州	5	1,880	376	14	7,642	1,528	7	4,256	851	26	13,778	2,755
福岡	7	3,276	655	10	9,728	1,946	12	9,704	1,940	29	22,708	4,541
筑後	2	1,440	288	3	739	147	10	4,173	835	15	6,352	1,270
筑豊	3	1,085	217	1	200	40	10	8,640	1,728	14	9,925	1,985
合計	17	7,681	1,536	28	18,309	3,661	39	26,773	5,355	84	52,763	10,553

年間処理能力は年間 200 日稼働するものと仮定して算出した。

(福岡県環境部調査)

イ 建設発生木材の再資源化等施設の状況

平成 13 年 10 月現在では、建設発生木材の再資源化施設の処理能力は 384 千 t、焼却施設の処理能力は 41 千 t である。焼却施設については、平成 14 年 12 月からのダイオキシン規制の強化に伴い、処理能力が減少することが想定される。

表 6 建設発生木材の再資源化等施設の状況(平成13年10月現在)

生活圏	建設発生木材再資源化施設 (破碎施設)			建設発生木材縮減施設 (焼却施設)		
	施設数	日能力 (t)	年間能力 (千t)	施設数	日能力 (t)	年間能力 (千t)
北九州	3	1,348	270	6	24	5
福岡	3	382	76	8	95	19
筑後	3	182	36	8	66	13
筑豊	2	8	2	11	20	4
合計	11	1,920	384	33	205	41

年間処理能力は年間 200 日稼働するものと仮定して算出した。(福岡県環境部調査)

ウ 最終処分場の状況

県内の安定型最終処分場の残余容量は 5,786 千 m^3 、管理型最終処分場の残余容量は 3,468 千 m^3 である。

表7 最終処分場の状況（平成 12 年度末現在）

生活圏	安 定 型		管 理 型	
	施設数	残余容量(千 m^3)	施設数	残余容量(千 m^3)
北九州	9	3,104	8	2,493
福 岡	24	1,558	8	46
筑 後	10	59	10	819
筑 豊	18	1,065	2	110
合 計	61	5,786	28	3,468

（福岡県環境部調査）

2 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。

これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃料の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、適正に処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正に行わなければならない。

3 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下、「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供及び普及啓発に努めることとする。

(8) 市町村

国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

4 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

県内から発生する産業廃棄物のうち、特定建設資材廃棄物が約 15 %を占めるという現状を踏まえ、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物については再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため、混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理

施設に搬入し、再資源化等を促進することが望ましい。

さらに、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に指定建設資材廃棄物の再資源化施設が存しない場所で工事を施工する場合であっても、できる限り再資源化施設（建設資材廃棄物の再資源化をするための施設をいう。以下同じ。）に搬入し、再資源化することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を促進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

(3) 県の実情に応じた対応についての基本的方向

建設資材廃棄物の発生量や再資源化施設の立地状況等の建設資材廃棄物を取り巻く環境は地域によって異なることから、県は、その地域の実状を踏まえつつ、県の区域における特定建設資材廃棄物の発生量や再資源化施設による再資源化量及び最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令で定める建設工事の規模に関する基準及び主務省令で定める距離に関する基準によっては、特定建設資材廃棄物の減量が十分でないと思われる状況が生じた場合は、条例により、政省令で定める基準に代えて適用すべき基準を検討する。

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

当県においては、産業廃棄物の発生量のうち、建設業から発生する産業廃棄物の割合が約2割を占める一方で、その4割近くが最終処分されている。

また、産業廃棄物処理施設の確保は年々困難になっており、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用する状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再

使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

(7) 市町村

国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後 10 年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率のとおりとする。

コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95 パーセント
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	

特に、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成 17 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

県は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握するとともに、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するよう、その制

度の普及に努めるなど、その整備を促進するため必要な施策を行う。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

特定建設資材である木材のうち、柱、梁等で建築物の構造材等として利用が可能なものは、できる限り再使用することにより、廃棄物としての発生を抑制することが望ましい。

再使用が困難な場合で、廃棄物となった木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード（建設発生木材を破碎したものをういて製造した木質ボードをいう。以下同じ。）再生木質マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。）等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要がある。

また、技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新た

な施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を促進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

エ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組みが行われることが必要である。

具体的には、次のとおりである。

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。

このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

特に、廃プラスチックに係る再資源化施設等が工事現場の近傍にあり、当該施設等に運搬する費用が過大にならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合は、できる限り他の建設資材廃棄物と分別し、当該施設等に搬出するよう努める必要がある。

このうち、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者による回収・リサイクルの取組が行われており、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。

このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型産業廃棄物については管理型産業廃棄物が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

なお、建設業から発生する産業廃棄物が大きな割合を占めることを踏まえ、建

設資材廃棄物以外の建設工事から発生する廃棄物や副産物についてもできる限り再資源化、有効利用することが望ましい。

このため、建設汚泥については、適切な処理により性状を改良して、生活環境の保全上支障が生じないよう品質、適用用途について配慮した上で、利用促進に努める必要がある。

また、建設発生土については、発注者及び施工者が建設工事に当たって、現場利用の促進、適切な工法の選択により、その排出量の抑制に努めるとともに、工事間の利用促進に努める必要がある。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある

(6) 県

建設廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のため必要となる調査、研究開発、情報提供、普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得ら

れた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 再資源化により得られた物の公共事業における率先利用

県の事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び福岡県環境物品等調達方針の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートル及び運搬時間 1.5 時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

再生木質ボードについては、それを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮してその利用を促進することとし、特に、木質コンクリート型枠材については、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえて利用量の増大に努める。また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行うこととする。

なお、市町村の事業においても、国の直轄事業及び県の事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギーの投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広く県民の協力が必要であることにかんがみ、県及び市町村は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

また、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

加えて、県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

2 各種情報の提供等に関する事項

県は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関して必要な情報の提供に努めるものとする。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法を遵守し、有害物質等の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。具体的には以下のとおりである。

- ・フロン類

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。

また、業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器の中に含まれるものについては、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に従って、回収、破壊されなければならない。

このためには、建築物等に係る分別解体工事等の施工に先立ち、所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要がある。

また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要がある。

- ・非飛散性アスベスト

非飛散性アスベストについては、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

- ・ C C A 処理木材

防腐・防蟻のため木材に C C A（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「C C A 処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、C C A 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべて C C A 処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

- ・ P C B 含有電気機器等

P C B を含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）及び廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。